

元丹原高等学校職員住宅及び校長公舎敷地調査測量業務委託契約書（案）

愛媛県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、元丹原高等学校職員住宅及び校長公舎敷地の調査測量業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 乙は、別添元丹原高等学校職員住宅及び校長公舎敷地調査測量業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、誠実に業務を遂行するものとする。

3 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。
（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、契約日から令和5年10月31日までとする。

（委託料）

第3条 甲は、業務に対する委託料として金_____円（うち消費税及び地方消費税相当額_____円）を乙に支払うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、金_____円とする。（※申請書を提出し、免除決定を受けた者は免除。）

2 契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 乙は、甲による業務完了の確認を受けた後、甲に契約保証金の返還を請求するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（代理権の授与）

第6条 甲は、業務対象県有地の登記の囑託に関する代理権を乙に授与するものとする。

（復代理人の選任等）

第7条 乙が公共囑託登記土地家屋調査士協会である場合にあっては、乙は、前条に規定する代理権を、乙の社員のうちから乙が選任した復代理人に授与することができる。

2 乙は、前項の規定により復代理人を選任したときは、書面により甲に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により通知のあった復代理人が不相当と認めるときは、乙にその変更を求めることができる。

（処理状況の報告）

第8条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、業務の処理状況その他業務に関する事項について報告を求めることができる。

（甲の解除権）

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約

の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員等（愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年 3 月 26 日条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあつては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第 10 条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があつたとき。

3 第 1 項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第10条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(検査)

第11条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受領したときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第12条 乙は、前条第2項の検査を受けた後、委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、支払請求書を受領した日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(秘密を守る義務)

第13条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も、同様とする。

(個人情報の保護)

第14条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(協議事項)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲（委託者） 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県
知事 中村 時広

乙（受託者）